

京都市訓令甲第 15号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成25年12月24日

京都市長 門 川 大 作

別表第2 障害保健福祉推進室長の項中第5号を削り，第6号を第5号とし，第7号を第6号とし，同表保健衛生推進室長の項中第4号を削り，第5号を第4号とし，第6号を第5号とする。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)